

令和6年（2024年）4月11日

株式会社ファーストモータース 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町9番地3

E-mail : info@csnet-ishikawa.com

TEL : 076-254-6733 FAX : 076-254-6744

[連絡先] 金沢合同法律事務所

弁護士 渡邊 智美

〒920-0931 金沢市兼六元町9-40

TEL : 076-221-4111 FAX : 076-221-4994

質問書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社が運営される「ファーストランドリー大桑店」における立て看板について消費者からの情報提供を受け、当法人において法的問題点を検討いたしましたところ、不明な点がございましたので、貴社に対し、質問書を送付致します。つきましては、本質問書に対する貴社のご回答について、本書面到達後1か月以内に文書にてご返信くださいますよう、お願い致します。

第1 質問の趣旨

立て看板における「北陸一清潔なランドリー」の記載のうち「北陸一」の部分が客観的な調査に基づいたものなのか、また調査に基づいたものである場合の調査内容について、ご説明をお願いいたします。

第2 質問の理由

貴社が運営される「ファーストランドリー大桑店」の駐車場内に、『北陸一清潔なランドリー:感染予防対策実施施設』と記載された立て看板が設置されています。

その記載のうち「北陸一」という表示は、いわゆる「No.1表示」に該当するものであり、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景表法」と略します。）上問題となり得ます。

公正取引委員会は平成20年6月に「No.1表示に関する実態調査報告書¹」を公表しており、それによると、No.1表示が合理的な根拠に基づくものではなく、事実と異なる場合には、当該表示が実際のもの又は競争事業者のものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認させるものであるため、景表法上の不当表示（優良誤認表示・有利誤認表示）として問題になるとしています（同報告書14頁ご参照）。またNo.1表示が景表法上適法であるためには、①No.1表記の内容が客観的な調査に基づいていること、②調査結果を正確かつ適正に引用していることの両方を満たす必要があるとされ（同7頁ご参照）、調査そのものについても、調査の地理的範囲・調査期間や調査時点等が表示されていることが必要であるとしています（同8頁以下ご参照。）

従いまして、上記の「北陸一」という表示について、上記①②の要件を満たしていない場合には、実際と異なり他の北陸地域のコインランドリー事業者よりも清潔であると一般消費者に誤認させる表示、即ち「役務の…内容について、実際のもの又は…他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示」（景表法第5条第1号及び第30条第1項第1号）として問題となります。そして当団体は、優良誤認表示について申入れ権限及び景表法第34条第1項第1号に基づく差止請求権を有しています。

そこで、「北陸一」という表示について、上記要件を満たしているか否かについて確認をしたく存じますので、当該表示が客観的な調査に基づくものか否か、お教えてください。また客観的な調査に基づくものである場合には、調査実施者、調査範囲、調査時期・時点、調査方法、調査結果といった調査の具体的な内容についてお教えてください。

以上

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosa-hyoji/h20/08061302_files/08061302-01-hontai.pdf